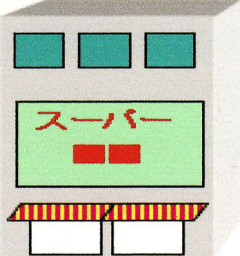
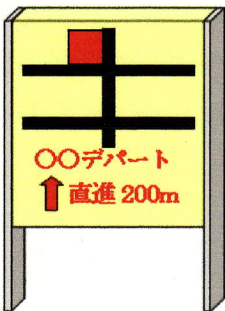
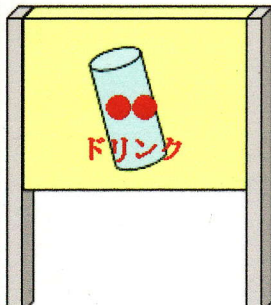


規制厳しい←

→ 規制緩い

規制地域 広告の種類	特別規制地域		普通規制地域	
	第1種特別	第2種特別	第1種普通	第2種普通
	第1種低層住居 専用地域 一碧湖より 周囲200mの区域 富戸漁港漁港区域北 側境界から南側海岸 線より幅200mの区域	国道135号等の主要幹 線道・JR伊東線等の 鉄道から幅500mの 区域 伊豆スカイラインから 幅1,000mの区域 (一部区間を除く)	特別規制地域、第2種 普通規制地域以外の すべての規制地域内	用途地域の商業地域 容積率300%以上の近 隣商業地域
自家広告物 ・自己の氏名、名称、 店名、商標、事業、営 業内容を自己の住所、 事業所、営業所、作業 場へ表示する広告物 	総面積5㎡以内は許可申請不要		総面積10㎡以内は 許可申請不要	総面積20㎡以内は 許可申請不要
	設置可 許可不要の総面積を超えた場合、すべての広告物において許可申請が必要です。 基準については「許可の個別基準について」をご確認ください。			
案内広告 ・広告物に矢印や案内 図などを掲示し、誘導 を図るもの 	すべて許可申請が必要です。		すべて許可申請が必要です。	
	野立広告は「許可の個別基準について」の案内図板の項目をご確認ください。 設置可 設置可			
	野立広告以外の設置はできません。		野立広告以外は 自家広告物と同様の基準です。	
一般広告 ・自家広告物や案内広 告に該当しないもの 	設置不可		すべて許可申請が必要です。 設置可 基準については自家広告物と同様です。	